別添７

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

提案書類に添付する「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」については、応募要件として「情報管理体制」等を有することを必須としていることから、全ての確認項目に対して採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時までに未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）このため、情報管理体制等が不確実な場合は、提案者への聴取などを通じて確認する場合があります。

なお、提案者（再委託等は除く。）として位置づけられる全ての事業者について、１事業者毎に１枚作成して下さい。

また、提案時に「対応するエビデンス」の提出は不要です。ただし、契約締結後概ね３ヶ月を目途に、ＮＥＤＯが委託先訪問時等に当該エビデンスを確認するため、各種エビデンスの整備及び保管をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 確認項目 | 想定するエビデンス |
| ２ | 情報管理に関する規程類を整備している。 | 情報セキュリティ管理規程 |
| ３ | 情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上、提供を要求してはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。 | 情報管理体制等取扱い規程 |
| ４ | ＮＥＤＯが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。 | 情報管理体制等取扱い規程 |
| ５ | 機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。 | 情報管理体制等取扱い規程、就業規則 |
| ６ | 再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。 | 締結予定の「再委託契約書」の案文 |
| ７ | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びＮＥＤＯが了解した者のみとしている。 | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図 |

【様式６】

**NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（研究・実証事業用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 作成日 | 　 |
| 事業者・代表者名 | ○○大学　大学長　○○　○○ | 法人番号 | 　 |
| 件名 | エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発事業／（対象となる研究開発課題名）／（研究開発案件名） |
| 本確認票の記入方法 | 各確認事項に対して事業者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」には以下を記入して下さい。なお、「契約締結時に該当」とは、提案時点では未対応であるが採択決定後のNEDOとの契約締結時点までに対応する場合です。　【対応するエビデンス】　「該当」又は「契約締結時に該当」を選択した場合　：　エビデンスとなる書類の名称を記入して下さい。　「対象外」を選択した場合　：　記入不要です。 |
| 項目欄 | 回答欄 | 確認欄 |
| No | 項目 | 確認事項 | 該当 | 契約締結時に該当 | 対象外 | 対応するエビデンス例 | NEDO記入 |
| I. 過去の契約解除実績 |
| 1 | 実 績 | 過去3年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことは無い。 | ● | 　 | 　 | 　 |[ ]
| II. 組織的対策 |
| 2 | 規 定 | 情報管理に関する規定等を整備している。 | ● | 　 | 　 | 情報セキュリティ管理規定。 |[ ]
| 3 | ＮＥＤＯ事業での情報管理 | 情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。 | 　 | ● | 　 | 「情報管理体制等取扱い規程」を整備し、システム上のアクセス制限等を構築予定。 |[ ]
| 4 |  | ＮＥＤＯが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。 | 　 | ● | 　 | 「情報管理体制等取扱い規程」を整備予定。 |[ ]
| 5 |  | 機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。 | 　 | ● | 　 | 「情報管理体制等取扱い規程」を整備予定。情報漏えいした際の処分は就業規則に記載。 |[ ]
| 6 |  | 再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。 | 　 | ● | 　 | 締結予定の「再委託契約書」の案文。 |[ ]
| 7 |  | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解したもののみとしている。　【情報取扱者】　情報管理責任者：NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者　情報取扱管理者：NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者　業務従事者　　 ：機微情報を取り扱う可能性のある者 | 　 | ● | 　 | 「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を作成予定。 | [ ]  |
| 【定義】・「機微情報」とは、NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。・「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指す。 |
| 【注意事項】※提案時には全項目（対象外を除く）が「該当」又は「契約締結時に該当」を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時には全項目（対象外を除く）が「該当」として、情報管理体制等を整備する必要があります。※提案時の「対応するエビデンス」は、NEDOが求めた場合を除き、原則、提出不要です。ただし、契約締結後概ね3か月を目途に、NEDOが訪問時に当該エビデンスを確認しチェックします。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。 |
| 【NEDO訪問時の記入欄】 |
| 確認日 | 年　　　月　　　日 | 確認者 | 　 |

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿（項目必須）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属 | 役職 | 研究体制上の位置づけ※４ | パスポート番号及び国籍※５ |
| 情報管理責任者※１ | Ａ |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者※２ | Ｂ |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |
| 業務従事者※３ | Ｄ |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |
| 再委託先等 | Ｆ |  |  |  |  |  |

（※１）NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者。

（※２）NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者はNEDO事業との関係性や役割を記載。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「－」と記載。

（※６）住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、NEDOから求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【留意事項】

・NEDO事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき技術情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・NEDO事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。